

(財)旭川ロータリー育英財団奨学生選考基準

(目的)

この法人は、旭川市及びその周辺の地域に居住する者又は旭川市の出身者で、向学心に富み、かつ、将来地域社会に役立つと認められる者に対して学費の援助を行い、もってロータリーの理想に寄与することを目的とする。

(奨学生の資格)

本財団から奨学生を受ける者は、次号に該当する者でなければならない。

(1)旭川市及びその周辺の地域に居住する者又は旭川市の出身者であること。

(2)次の学校の生徒又は学生であること。

ア 高等学校

イ 盲学校、聾学校又は養護学校の高等部

ウ 高等専門学校

ニ 大学

ホ 理事会で指定する各種学校の学生であること

(3)向学心に富み、修行の見込みのある者であること

(4)将来、地域社会に役立つと認められる者であること

(選考基準)

本財団に奨学生を志願した者に対して、その学業、人物、健康及び家計の状況を検討し、これに総合判定を加えて選考する。

(1) 学業について

A 学習成績を総合して学年において特に優秀であること

B Aには該当しないが、平均水準以上で、優秀な資質を察知し得るものであること

C 学業成績は、最近一ヵ年の分に重きをおいて判定する

(2) 人物について

A 親睦、友愛の精神を持つ者であること

B 利己的態度のこと

C 強固の意志を持ち、努力的精神の旺盛であること

(3) 健康について

A 健康で将来長く修学に耐え得る見込みの確実であること

B 健康だが、身体の一部に異常がある者は特に修学に妨げない限り差し支えない

(4) 家計について

A 家計に余裕がなく、本人の学資の支出が困難なこと

B 母子家庭であること

C 一家の収入に比べ、家庭の人員が多く、修学中の兄弟姉妹が多いこと

C 何らかの事情により、一家が最近経済上の甚だしい打撃を受けたこと

総合判定については、評議員会の審査を得て、理事会が候補者の中から奨学生を決定する。